

## 口座の売買・譲渡は禁止されています。

・貯金規定では、第三者による口座の利用を禁止させていただいております。貯金口座、インターネットバンキング契約、キャッシュカード等売ることや貸すことはできません。貯金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただいたり、解約させていただく場合もございます。

・売買された貯金口座は、振り込め詐欺やマネーロンダリング（資金洗浄）などの犯罪に悪用される可能性が非常に高くなっております。仮に第三者に譲り渡した貯金口座が犯罪に利用された場合には、貯金口座名義人ご自身が犯罪に巻き込まれてしまう可能性があります。

犯罪行為その他トラブルに巻き込まれないためにも、貯金口座の売買の勧誘には絶対に応じないように十分ご注意ください。